

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項の規定に基づく本県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に伴い、滋賀県立視覚障害者センターにおいて点字刊行物等を利用に供する対象者等の範囲を拡大するため、滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例（平成11年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立視覚障害者センターにおいて利用に供する点字刊行物等および点字刊行物等を利用に供する対象者の範囲を拡大することとします。（第1条関係）
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、点字刊行物等を視覚障害者の利用に供するとともに、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進するための施設として、滋賀県立視覚障害者センター（以下「視覚障害者センター」という。）を彦根市松原一丁目に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 視覚障害者センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>視覚障害者用の点字刊行物（録音物を含む。以下同じ。）を貸し出し、および閲覧に供すること。</u></p> <p>(2) <u>視覚障害者用の点字刊行物の奨励およびこれに関する相談の実施</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第3条 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>点字刊行物等（点字刊行物、録音物その他各種情報を記録した物であって、視覚障害者等の利用に供するために作成されたものまたは視覚障害者等の利用に適したものをいう。次条および第4条において同じ。）を視覚障害者等の利用に供するとともに、視覚障害者の自立および社会活動への参加を促進するための施設として、滋賀県立視覚障害者センター（以下「視覚障害者センター」という。）を彦根市松原一丁目に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 視覚障害者センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>点字刊行物等を貸し出し、および閲覧その他の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>点字刊行物等の奨励およびこれに関する相談の実施</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>第3条 省略</p>

(閲覧料)

第4条 点字刊行物の閲覧は、無料とする。

第5条以下 省略

(使用料)

第4条 点字刊行物等の閲覧その他の利用は、無料とする。

第5条以下 省略